

# 「（介護予防）認知症対応型共同生活介護」料金表

平成30年4月適用分

対象事業所 天理市：あすならホーム（天理・柳本）  
 橿原市：あすならホーム畝傍  
 桜井市：あすならホーム桜井

上記事業所の地域区分は「7級地」で1単位あたりの単価は 10.14円

## 【基本サービス】

### 認知症対応型共同生活介護（Ⅱ）

要介護度	1日につき				1ヶ月（31日分）	
	単位数	基本利用料金	自己負担額		自己負担額	
			1割	2割	1割	2割
要介護1	747単位	7,575円	758円	1,515円	23,482円	46,963円
要介護2	782単位	7,929円	793円	1,586円	24,582円	49,163円
要介護3	806単位	8,173円	818円	1,635円	25,336円	50,672円
要介護4	822単位	8,335円	834円	1,667円	25,839円	51,678円
要介護5	838単位	8,497円	850円	1,700円	26,342円	52,684円

### 介護予防認知症対応型共同生活介護（Ⅱ）

要介護度	1日につき				1ヶ月（31日分）	
	単位数	基本利用料金	自己負担額		自己負担額	
			1割	2割	1割	2割
要支援2	743単位	7,534円	754円	1,507円	23,356円	46,711円

## 【加算サービス】

サービスの内容	単位数	利用料金	自己負担額	
			1割	2割
夜間支援体制加算（Ⅰ）/1日につき	50単位	507円	51円	102円
夜間支援体制加算（Ⅱ）/1日につき	25単位	254円	26円	51円
若年性認知症利用者受入加算/1日につき	120単位	1,217円	122円	244円
入院時費用/1日につき（月6回限度）	246単位	2,494円	250円	499円
看取り介護加算（1）/1日につき	144単位	1,460円	146円	292円
看取り介護加算（2）/1日につき	680単位	6,895円	690円	1,379円
看取り介護加算（3）/1日につき	1,280単位	12,979円	1,298円	2,596円
初期加算/1日につき（入居日から30日以内の期間）	30単位	304円	31円	61円
医療連携体制加算（Ⅰ）/1日につき	39単位	395円	40円	79円
医療連携体制加算（Ⅱ）/1日につき	49単位	497円	50円	100円
医療連携体制加算（Ⅲ）/1日につき	59単位	598円	60円	120円
退居時相談援助加算/1回限り	400単位	4,056円	406円	812円
認知症専門ケア加算Ⅰ/1日につき	3単位	30円	3円	6円
認知症専門ケア加算Ⅱ/1日につき	4単位	41円	5円	9円
生活機能向上連携加算/1月につき	200単位	2,028円	203円	406円

口腔衛生管理体制加算/1月につき	30単位	304円	31円	61円
栄養スクリーニング加算/1回につき	5単位	51円	6円	11円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)/1日につき	18単位	183円	19円	37円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)/1日につき	12単位	122円	13円	25円
サービス提供体制強化加算Ⅱ/1日につき	6単位	61円	7円	13円
サービス提供体制強化加算Ⅲ/1日につき	6単位	61円	7円	13円
認知症行動・心理症状緊急対応加/1日につき	200単位	2,028円	203円	406円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。  
どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

- ・認知症専門ケア加算…対象者の割合や認知症介護に係る専門的な研修を終了している者が、チームとして専門的な認知症ケアを実施し会議を定期的で開催している等の基準に適合した場合。
- ・サービス提供体制強化加算…施設の職員配置や入所者の状況により変動します。

#### 【その他の減加算】

身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の10.0%を減算
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の11.1%を加算

※所定単位数…1ヶ月間に利用された基本サービスと加算サービスの合計単位数

※身体拘束廃止未実施減算…身体拘束を行うと減算される制度です。当社会福祉法人協同福祉会の事業所では身体拘束は行っていません。

※介護職員処遇改善加算とは、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

1ヶ月間の所定単位数の11.1%の単位数が加算されます。

#### ※介護保険適用料金の自己負担金額

- ・1か月に利用されたサービスの単位数合計(処遇改善加算を含む)に地域単価を掛けた金額が介護保険のサービス利用料金で、ご利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担額になります。
- ・上記の自己負担額は、1回(1か月)あたりの目安を表示したものです。1か月の合計で計算した場合小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。